

# GYOSEISHOSHI HOKKAIDO



北海道遺産：上士幌町「旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群」

## 行政書士北海道

2008年1月 No.287

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>

メールアドレス = [gyosei@mrd.biglobe.ne.jp](mailto:gyosei@mrd.biglobe.ne.jp)

### 新年挨拶

北海道庁

高橋はるみ 知事

日本行政書士会連合会

宮本達夫 会長

北海道行政書士会

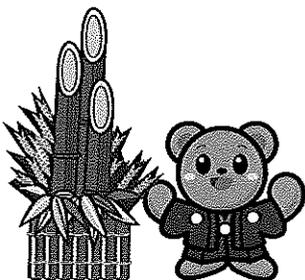
加藤隆夫 会長

### 業務資料・特集

農地等の権利移動の許可申請

電子化特集へ4

法人化を問うへ4





## 年頭にあたって

北海道知事

高橋 はるみ

新年明けましておめでとうございます。道民の皆様とともに新しい年を迎えることができましたことを、大変嬉しく思います。

お陰をもちまして、私も、再び道政を担わせていただき、初めての新春を迎えました。

皆様には、平素から道政各般にわたり深いご理解と暖かいご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、北海道の大切な「食」のブランドに影響を与える食品の偽装事件など、大変残念な出来事がありました。また、道職員が相次いで逮捕されるという不祥事が生じ、道政を預かる知事として、誠に申し訳なく思っております。この度の事態を厳しく受け止め、私自身を含め、道職員一人ひとりが深く自戒し、道民の皆様への信頼回復に向けてあらゆる努力を重ねてまいる所存です。

一方、昨年は、道民球団である日本ハムファイターズのパ・リーグ連覇、道産子ボクサー内藤大助選手の世界タイトル獲得、コンサドーレ札幌のJ1昇格など、スポーツが、私たちにたくさんの夢と感動、そして、元気を与えてくれた年でもありました。

また、道政との関連では、「北海道洞爺湖サミット」の開催決定や、両陛下ご臨席のもとでの「全国植樹祭」の開催といった明るい話題が続いたほか、自動車関連産業をはじめとする企業立地の活発化や、バイオマス、雪氷冷熱などを活かした新エネルギーの開発、活用の取組が各地で展開されるなど、北海道の明日につながる着実な歩みが見られた一年であったと感じております。

こうした中、道財政は危機的な状況にあり、改めて行財政改革の見直しを行っていかねばなりません。しかし、私は、この改革は本道の未来を担う子どもたちへの責任、いわば希望を秘めた変革ととらえ、最善を尽くす覚悟であります。同時に、道政展開に当たっては、決して縮み志向に陥ることなく、北海道の将来を見据え、伸ばす

べきものは伸ばす、そして、北海道の元気の源は、それぞれの地域の活力であるという観点から、地域経済の活性化はもとより、医療・福祉の充実など暮らしの安全・安心を支える、きめ細やかな取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

北海道は今、経済や暮らし、環境といった様々な面で大きな転換期を迎えております。その一方で、各地域には、これまでそこで働き、生活してきた人々の歴史と文化が刻み込まれています。私たちはその貴重な財産を、時代の変化に合わせ、より豊かなものとしてしっかりと将来に引き継いでいかなければなりません。

本年7月には、「北海道洞爺湖サミット」が開催されます。サミットの開催は、北海道の恵まれた自然環境をはじめ、食や観光、文化など、あらゆる面で本道の価値を高める大きなきっかけとなります。私は、このチャンスを道民の皆様とともに大切にし、地域に根ざし、世界に開かれた新しい北海道づくりを進める飛躍の一年としてまいりたいと考えております。

このような中、行政書士を取り巻く環境も、複雑多様化する社会情勢や高度情報通信社会の進展、さらには日本司法支援センター（法テラス）を中核とした総合法律支援の取り組みや裁判外紛争解決手続などに見られる司法制度改革などによって大きく変化しており、皆様が果たされる役割や責任は一層大きくなっています。

行政手続きに関する専門家、権利義務に関する私人間の契約書作成などの専門家として、今後とも、法律や行政に関する確かな知識と経験を身に付けるため、皆様におかれましては一層研鑽を積まれ、道民の皆様への信頼される行政書士としてご活躍されることをご期待申し上げます。

新しい年が、皆様にとりまして、希望に満ちた幸多き年となりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 国民の期待に応える 制度構築をめざして

日本行政書士会連合会 会長

宮本 達夫

平成20年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

北海道行政書士会の皆様方におかれましては、日頃、業務への精励を通じ、行政書士制度の発展向上に貢献をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、私たち行政書士は、加速化する21世紀型社会の変革の流れを的確に読み取り、国民にとって真に有用で利便性を持ち備えた存在となるべく、自ら制度の再構築を果たしていかなければなりません。

加えて、今後予想される、団塊世代の大量退職者等による行政書士人口の増加に備えるため、従来の分野に加え、新たな職域を確保する必要性にも迫られております。

日行連はこれらに対応するため、幾つもの克服すべき課題に積極的に取り組んで参ります。

まず、日行連組織を社会変化に的確かつ迅速に対応できる戦略性を持った組織へと変革して参ります。

そして、従来の職域の拡充を図るとともに、今次の行政手続法における聴聞・弁明の代理権と、社会的役割に見合った欠格事由、懲戒及び罰則強化の法改正にとどまらず、更なる制度の充実に向け、予防法務の専門家としての社会的位置付けの獲得等に向けた法改正を果敢にめざして参ります。

また、21世紀型社会における行政書士の社会的責任を果たし、国民から真に信頼される行政書士像を明確化するために、全ての行政書士のコンプライアンス意識の確立、推進を目的としたコンプライアンス推進委員会(仮称)を、外部有識者等を交え設置して、職業倫理の確立と

法令遵守の徹底のための施策を実施し、国民のご期待にお応えして参ります。

さらに、裁判外紛争解決手続(ADR)についても、各単位会が認証ADR機関として稼働するための一層の環境整備に鋭意取組むとともに、隣接法律専門職としての行政書士の専門性を明確化するため、新たに設置された中央研修所において、能力担保としての国民からの認知をめざした研修を、単位会や外部研修機関等との連携を図りながら、一元的かつ機動的に実施いたします。

このように課題は山積ですが、行政書士制度が、国民にとって真に有用で利便性を持った制度として、今後も存続し、更なる発展を遂げるよう、行政書士全員が一丸となって、取り組んでいく気風を創り、一つ一つの具体的施策による成果をあげていく決意です。

依頼者である国民の方々と直接接するのは、一人ひとりの行政書士の皆様です。国民の期待に真に応えることのできる制度構築に向け、皆様とともに全力で邁進していくことをお誓い申し上げます、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭のご挨拶

北海道行政書士会 会長

加藤 隆夫

平成20年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれては、激動の1年を無事乗り越えて、健やかに新年をお迎えになったことと存じます。

昨年は、会員の皆様のご支援により、会長に選出されましたことを感謝申し上げるとともに、あらためて責任の重さを痛感しているところ です。

深貝会長よりバトンタッチを受け、約半年が経過しておりますので、北海道会の活動報告を兼ねてご挨拶させていただきます。

現在、日行連では、行政書士制度の再構築に向け行政書士法改正などに取組んでおりますが、北海道会におきましても、制度の充実と職域拡大の為、「国から道、そして民間(行政書士)へ」の業務委譲、道等の民間認証局基盤(電子申請等行政手続)への行政書士活用(タイプ1-Gの導入)、北海道行政書士会裁判外紛争処理センター(仮称)の開設への支援などを関係機関、団体に強く働きかけております。

また、昨年の活動のうち、特筆するものを幾つか申し上げますと、

① 組織検討特別委員会答申の中で指摘を受けた『部の再編』や『支部の再編』については議論の末、一定の結論を得ました。

② 新たな公共受託業務の開拓については、財政再建団体となった夕張市との間で、支援の可能性について協議中で、一部事業実施の見通しが立ちつつありますが、行政の「簡素化」と「効率化」に行政手続きの専門家として寄与すべく、今後とも行政書士の職域拡大に向けた活動を続けていく中で活路を見出したいと考えております。

③ 法学講座は、平成19年度で第1次3ヵ年計画が終了し、平成20年度から中級編になりますが、将来的に行政書士のアカデミック研修として大学等から単位取得を受けられるよう働きかけるなど、より充実した講座にすべく検討しております。

④ 会費滞納については、短期滞納者は経理部が対応しますが、新たに「長期会費等滞納整理委員会」を立ち上げ、1年以上の長期滞納者整理に着手しており、その回収会費を支部50周年記念事業費の支援財源にできればと考えております。

皆様ご承知のとおり、行政書士の前身は、代書人として広く知られており、その後、幾多の変遷を経て、現行の「行政書士法」が成立しておりますが、この法成立の年から数えて、平成22年には60周年を迎えようとしております。

北海道会におきましても、来年度から60周年記念事業の検討を開始しますので、皆様の有意義なご意見をお聞かせいただきたいと思います。

最後になりましたが、本年も役職員一同気持を引き締めて会の発展、充実のために全力を尽くす覚悟であることを申し上げますとともに、会員の皆様の益々のご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

(以下、支部は五十音順です)



## 旭川支部の活動状況及び20年度以降の展望について

旭川支部 支部長 榎 又 政 浩

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

5月の総会で支部長に就任して、8ヶ月を過ぎようとしておりますが、支部長一年生の私ですが、支部運営については、先輩諸氏の知恵を借りながら、無事、新年を迎えることができました。

旭川支部は日本で最も大きな面積を誇る支部ですが、支部会員数138名で、おたがいに顔の見える支部でもあります。

本年度の活動は業務研修会を5回、その他に、他支部との交流事業に取り組んでいますが、今年度から札幌支部、小樽支部さんと合同研修会を立ち上げることになり、第一回目は小樽で9月8日(土)に、おこなっております。

また、毎年11月3日(文化の日)には市民講座&無料相談会を開催しております。「遺言と相続」をテーマに第1部「演劇」第2部「講演」第3部「無料相談会」の三部構成となっております、今年で5回目になります。

市民の皆様にも認知されて、今年度も、100名強の市民に参加していただき、会場が小さいとの苦情がでるほ

どでした。「演劇」は遺言と相続に関連したシナリオを行政書士会員がつくり、旭川のアマチュア劇団員に演じてもらっていますが、わかりやすいと市民には好評です。「無料相談会」は38件の相談があり、会員の親切な対応により、皆様に満足していただけたと思います。

また、会員親睦のための新年会・忘年会を必ず実施するように心がけております。

20年度以降の方針・展望については、北海道会で、新入会員のインターン制度を検討して行くと聞いておりますが、支部でも、新入会員のための勉強会や業務相談を新たに設け、新入会員がいち早く自立できるようにサポートして行く体制づくりを考えております。支部活動の行事に関しては、市民講座&無料相談会や交流事業などは、今迄同様、継続して行く所存であります。

また、21年度には支部創立50周年の記念事業が控えておりますので、支部会員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年も、会員皆様の良い年でありますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。



## 網走支部活動報告

網走支部 支部長 横 内 寿 治

事務局活動は平成19年4月第46回定時総会を紋別市に於いて開催。新役員を選任しました。理事会は4月、6月、10月の3回開催されました。

財務部は10月9日に中間監査を行い理事会に報告されました。

研修会は、10月27日に「経営事項審査の改正に係る勉強会」、11月10日に「任意後見と遺言」について開催し、任意後見については一般市民の参加もいただいた。

また、9月29日には道東四支部の役員研修会も開催され、当支部から9名が参加しました。昨年からの研修会への出席率の向上に努め、毎回20名近くの参加を得るようになり改善されてきております。また、本年は法学研修が網走で開催され、20名程の参加があったが、地域としては好評でありました。

監察部は、「行政書士制度広報月間」の中で、各地区ごとに要請文、ポスター、パンフレットを関係機

関に訪問配布し、11月10日に網走市に於いて無料相談会を開催した。

組織部は支部便りを9月10日に本年度第1号を発行し、年内に2号の発行を予定しています。また、本年より、ホームページの運営が正式に理事会において承認されたので、本格的な運用に入ることとなりました。支部対外啓発事業としては、網走支部の名入れメモ帳を作成し、会員、関係機関に配布いたしました。

本年度として、あと1回の業務研修と2回の支部だよりの発行のみとなり、順調に事業は消化され、役員及び会員の皆さまのご協力には大変感謝する所です。

平成20年以降の支部の活動としては、地域住民に対する新しい啓発活動の実践、行政書士の不在地域に対する取り組み、また政治連盟活動の強化を行い業務確保、業務開拓を進めて参りたいと思います。



## 新年のご挨拶

小樽支部 支部長 中 嶋 秀 夫

皆様、明けましておめでとうございます。本会並びに他支部の皆様方には常日頃、大変お世話になり、この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年度の小樽支部の活動・現状並びに平成20年度以降の方針・展望についてですが、特筆できる活動としては、19年10月に小樽地区四士業(社会保険労務士、税理士、土地家屋調査士、行政書士)合同の無料相談会を開催しました。午前10時から午後4時までの時間でしたが、51名の相談者が訪れ、昼食もままならない状況となり、てんやわんやの1日でした。なぜこれだけの相談者が来られたかという点、ちょうど年金が出る日であったこと、開催場所が銀行街の近くであり、その地域の商店街の売り出し日にぶつけ、チラシの中に無料相談の広告を入れてもらったりと、地の利、時の利を生かしての結果でした。この他に小樽支部独自の相談日を設けており、これは毎月第三金曜日に駅前の小樽市サービスセンターの一室を借りて

対応しております。相談者は平均8名~10名程です。

次に平成20年度以降の方針・展望については、行政書士が「街の法律家」を自負する以上、従来の相談業務や他士業との連携における相談業務を維持しつつ、更に充実した対応を図れるよう進めていきたいと考えております。次に、高齢化社会となっている我が国の現況において、高齢者の財産の保護や生活支援、それに付随する成年後見、遺言、相続等の行政書士が関与お手伝いすべき分野が広がりつつあります。この分野の研修を重ね、家庭裁判所や市町村役場などにアピールしていくことが大切なのではないでしょうか。一つのいい例として、神奈川会の成年後見制度の支援体制の充実は目を見張るものがあり、決して弁護士や司法書士の独占業務ではないことを教えられました。日々変わる社会の流れを見据えながら、流れに対応する研修会や任意会の立ち上げが必要と考えます。



## 新年のご挨拶

釧路支部 支部長 北 川 幸 也

あけましておめでとうございます。

釧路支部の1年は、定時総会に始まり、支部会員研修会と親睦のパークゴルフ大会、許認可1日無料相談会等々、会員同士が直接研鑽交流できることを主目的として行事を行っておりますが、参加人数が伸び悩みの傾向にありまして、理事会で対策を検討しているところですが、効果的な対策は・・・頭痛が痛いです。

今年度は、電子定款作成代理業務に関する研修を行っております。以前にも実施したのですが、如何せん、釧路公証人役場ではそれに対応していなかったものですから、以前の研修は忘却の彼方に去ってしまいました。20年4月の電子対応にあわせて再度取組んでおります。

釧路市を取り巻く経済環境は悪化しております。

(自然環境は抜群なのですが!)そのせいと言う訳ではありませんが、行政書士の業務や、市井から求められるものが日々刻々変化していることを強く感じております。その求めに応え、多くの支部会員の皆様が活躍できる土壌を耕すことが支部の仕事と思っております。それによって「地域にお住まいの皆様、タイムリーなサービスを、又、良質なお手伝いをするのでお役に立ちたい。」というのが釧路支部の新年の抱負でございます。皆様、釧路に遊びにおいて下さいませ。春夏秋冬、美味しい魚と温泉も待ってるヨ。



## 新年のご挨拶

札幌支部 支部長 篠原 賢吾

本会会員のみなさま、新年おめでとうございます。

昨年に引き続き本会会員のみなさまへ新年のご挨拶を申し述べる機会をいただき、感謝申し上げます。本年も当支部活動へのご協力のご助言を賜りますようお願い申し上げます。

昨年と同様に札幌支部の活動状況等についてお知らせいたします。本会と関連する事業は次のとおりです。

1)業務処理能力の向上のため、実務に特化した研修会と専門講座とを実施しておりますが、これらの開催内容を他支部さんへお知らせし、参加を呼びかけております。

お陰さまで、近隣支部さんからのご参加をいただいております。

2)網紀事案について、支部区域外へ赴き聞き取り調査を行ったうえ、本会へ報告し、事案の最終対応を回付した事例がありました。支部と本会との連携として、典型的な事例ではないかと思えます。

3)行政書士制度広報月間では昨年度支部の取り組

みでは初めて、札幌市議会正副議長訪問を行い、制度と取り扱い業務について意見交換を行いました。

4)公共受託業務の建設業相談員の活動全般に関して、受託業務のレベル維持とその均質化等を図るため支部として、一定の関与と責任分担が必要であると判断し、支部内にその役割を果たす委員会を設ける方向で検討をはじめております。

5)本会主催の「無料相談会」相談員に支部会員を派遣しましたが、今後も同様な事案並びに、将来予想される本会主宰のADR関連事業については、支部として積極的に支援して参ります。

6)支部統廃合に関して、札幌支部の分割が本会組織特別委員会の答申(2006年10月13日付け)に掲載されておりますが、札幌支部としては、現状で特段の不都合が生じていないとの認識の下、当面分割の必要なしとの方向で理事会にて協議されております。

なお、今後は、他支部さんとの連携と協同により、支部活動を多面的にして参りたいと考えております。

本年も各支部間の相互協力が拡大することを希望します。



## 新年のごあいさつ

空知支部 支部長 佐藤 武

新年明けましてお目出度う御座います。

日ごろは当支部に対し数々のご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ご承知の通り当支部は、東西南北と広範囲にわたる組織で有ります。

現在までの支部の活動・現状に関する状況を下記に記しました。

支部総会平成19年5月12日滝川市において開催

7月27日 空知支部第1回研修会

滝川市において開催 出席会員 25名

研修議題 相続関係の実務的処理方法について

講師 板垣 俊夫 先生(北海道行政書士会監事)

10月14日 空知支部第2回研修会

月形町において開催 出席会員 24名

研修議題 行政書士の離婚業務について

講師 板垣 俊夫 先生(北海道行政書士会監事)

無料相談会 10月14日

月形町福祉センター 午前10時～午後3時

行政書士制度広報月間

9市・14町 市役所・町役場訪問 参加人数 2名

以上が当支部の活動状況であり、総会決定事項の9割方終了したものとと思われます。

さて20年以降の方針・展望については、当支部も会員の高齢化が進み加えて一般住民の相談が激減している事が上げられます。この事は当支部だけの問題では無いと思われませんが、特に試験取得者においては尚更と言えるものと思われれます。

しかし支部を預かるものとしてマイナスばかり考えている訳には行きません。

次年度以降も会員の質的向上とどんな事案にも対応出来る、足・腰の強い行政書士を育てるべく研修の充実化更には、出席者の増加を図って行きたいと思っています。

今後とも当支部に対しまして更なるご支援ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶と致します。



## 新年のご挨拶

十勝支部 支部長 吉村 学

会員の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は各支部の皆様大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。

支部会員数が、一時期減少傾向にあり100名を切るころまでになりましたが、現在は104名となり、少し落ち着きを取り戻しつつあります。

今年度は、支部役員が多くが変わったことにより、支部会務の進め方を検討した結果、役員全員が個々に目的を持って行動し、支部業務を完結していくことに重点を置いて活動を展開することを確認し、実践しているところです。そして、それらを実施していくために、役員間の情報を共有できるようにMLの活用や会議のあり方を改善するとともに、会員の支部連絡方法の見直しを図り、FAXとメールを中心にして、郵送料の節約と各種負担の軽減を進めているところです。毎年実施されている無料相談会事業に関しても、昨年の5士業合同無料相談会から離れ、原点に戻り、司法書士会との合同に切り替えました。その際も、極力経費を掛けずに効果のある広報活動を研究し実践したと

ころ、大きな効果をあげることが出来ました。しかし、もっと効果のある制度のPR方法等を更に研究し、他支部で実践している市民講座等を参考に、行政書士の広報活動に役立てたいと思っています。また、各種研修会についても支部会員が積極的に参加してもらえようテーマと内容を研究し、実務に反映できるものにしていきたいと考えています。

今後、行政書士を取り巻く環境が、さらに厳しくなることを見据えて、支部活動を展開し、良い伝統を継承しながら、新しい行政書士の形を作り出して行けるように役員一丸となって会務の運営を進めていく所存です。

本年も、会員の皆様にとって良い年であるようお祈りして、私の新年の挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

苫小牧支部 支部長 山口 美津男

2008年の新春を迎え謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年、5月に支部長の重任を拝し支部役員の方々の全面的なご支援・ご協力を戴き、当初予定していた支部事業・活動が順調に執行され残すところ、今月の新年交礼会、2月に経審の大改正にともなう支部研修会をして、3月に定例理事会になり、ほっとしている次第であります。ただ危惧しているのは、支部会員の減少であり、むかわ町が行政書士不在の町になった事です。早急に対応をはかりたいと存じます。

今、実感している事は、資質の高い総合力を身につけた行政書士をめざしゆく事ではないかと思う次第であります。

我々、士業の環境は、ますますきびしさを増し、変革の時節に入っておりますが、生き残りをはかる

べく、自己研鑽に常に努め質的なレベルアップをめざし、電子申請化にも積極的に取り組み、本当の意味で「頼れる街の身近な行政書士」の確立をめざしゆく事が、急務と思っているところです。

本年度は、支部会員の御意見を最大級にとり入れ、研修第一主義に徹したいと思っております。広報活動にも力をいれ、支部のホームページの充実をはかり、電子申請化に対応すべく、支部会員のパソコン導入を支援したいと思っております。又、前分野の開催にも力をそそぎ、さらには私見ではありますが、支部独自で1市4町の自治体よりの受託事業の可能性の研究にも取りくみたいと思っております。ともあれ、我々が苫小牧支部が全道・12支部の模範であり、先駆すべく、支部会員一丸となりがんばってまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。



## 新年のご挨拶

根室支部 支部長 井上 章 二

今年も押し迫り、年末を控え、会員各位にはお忙しいことと拝察致します。

さて、去る10月20日に逝去しました川畑二郎 前支部長の通夜・葬儀には、公務多忙中のところ加藤会長の参列をいただき、衷心より厚く御礼申し上げます。また、多くの会員の皆様より弔電等を賜り紙面より失礼とは存じますが、御礼申し上げます。

川畑前支部長は、当支部会員にとっては良き親父であり、良き兄貴であり、良き先輩でありました。

現在の根室支部があるのも川畑前支部長の功績が非常に大きかったと思います。

亡くなられたことは残念で大きな痛手ですが、今後は、川畑前支部長の遺志を引き継ぎ、支部活動を更に充実させ、少人数の支部ではありますが、「根室

支部ここにあり」と全道に発信していきたいと思っております。

それでは、来る新年が良い年になりますことを祈念し、根室支部からのご挨拶とさせていただきます。



## 迎春

函館支部 支部長 佐藤 聡

新年のお慶びを申し上げます。

函館支部は、ここ数年来対外広報に特に力を注いでいます。

6年前から市民講座を企画し、毎年市民の関心の高い相続・遺言をテーマに、会員による寸劇を通して問題を提起し、参加者が一緒になって問題解決を図るというものです。

無料相談会も年々大盛況を呈しているわけですが、今年は、「今、相続を考える」第2弾お世話になったあの方へ、私が贈る感謝状と題して、遺言を遺さなかったばかりに、遺族の間で遺産争いが生じてしまうというあらすじのもとに、実際に遺言書を作成してもらいました。当日の入場者は会場の市民会館大会議室に入りきれず、やむなく帰ってしまう方もいて、私たちは嬉しい誤算にあわてふためいた次第です。ところで、どうして予想をはるかに超える市民が押し寄せたのか？それは、5年間の実績とマスメディアによる広報の成果でした。ユニークな企画に新聞社が飛びつき、練習を取材、それが大きくカラー写真入りで掲載されたのを始め、有料広告が2社で4回、ラジオ出演、TV出演、そして当日はNHKが取材し、全道版で流されたこと。その他、ポスター、チラシを人の集まると

ころに張り出したりとか、役員一丸となって取り組んだ結果でした。その後も、支部長として新聞社の取材を受けて、これも写真入りで大きく掲載されるなど、市民講座事業一つで行政書士を大いにアピールできました。

さらに、函館地区士業連絡協議会(五士業)の結成十周年記念(裁判員制度)の当番士業としての行政書士も、新聞、ラジオ、TVに大きく取り上げられ、ここでも函館支部の存在と団結力が成功を導き出しました。

行政書士制度広報キャンペーンにおいても、今年は今金の商工祭に出店し、制度のPRに努めた結果、来場者に喜ばれました。

業務研修会も、より実務に即した内容をめざし、積極的にパワーポイントなどを活用して取り組んでおります。

20年以降における支部の目標の一つは、平成22年に支部創立50周年を迎えるに当たって、支部の全パワーを駆使してふさわしい内容で地域住民に発信し、その歴史を祝うことです。今年もよろしくご挨拶申し上げます。



## 支部活動の現状と今後の方針・展望について

日高支部 支部長 菊地 淳史

当支部を代表して「年頭のご挨拶」をさせていただきます。

只今、当支部は、7町会員数18名最少とは言わな  
いまでも小世帯の支部であることには変わりありま  
せん。ただ、すべての町に会員がおりそれぞれの地  
域に根付いた営業、非営業を含めた活動をしていま  
す。

支部としてもこの地域にあった実務研修を中心と  
した業務研修会の開催、「強調月間」では地域の会員  
の皆様が中心となる活動を行い、無料相談会は年1  
度の開催ですが、14年程の間、当支部様似町で行い、  
その相談件数も毎年二桁を超えるほどです。

内にも外にも支部としての活動はきちっと行って

おります。

今後も、小世帯の支部ですが活動を実直に行って  
行きたいと考えております。



## 新年のご挨拶

室蘭支部 支部長 高橋 國夫

私事で恐縮ですが北海道会の定時  
総会前日に母親が倒れ緊急手術、入  
院というハプニングで始まった平成19年度でした。二  
期目ということで少し肩の力も抜けかけたところでは  
したが波乱のスタートになりました。今年は支部恒例行  
事となっています「室蘭地区三土業親睦パークゴルフ  
大会」と「室蘭・苫小牧・日高三支部合同研修会」の二  
大行事が当室蘭支部の当番ということで年度当初から  
日程調整やら何やら気苦労でしたが無事に両行事とも  
終了することが出来、ほっとしているところです。室  
蘭市・登別市との共催による「行政書士くらしの無料  
相談」も完全に軌道に乗った感があります。ただ相談  
内容の9割近くが相続・遺言の關係に偏っているのが  
少し気になる場所なので市政だよりの告知文を少し  
工夫してもっと幅広い相談を受けるようになっていけ  
ば良いなと考えています。昨年組織検討特別委員会よ  
り答申を受けた支部再編計画案に基づき本会執行部  
による訪問聴取があり当支部としての率直な意見を述べ  
させてもらいました。先の本会理事会で当分(道の支

庁再編が具体化するまで?)現状でということになっ  
たので少なくとも残り任期一年余は腰を落着けた支  
部運営を心がけなければと思っています。研修会につ  
いてですが今年度札幌支部から毎回研修会の案内を頂  
いて大変ありがたいことと感じています。支部のメー  
リングリストで即日会員に告知していますがなかなか  
参加者がいないのが現状ですが引き続きご案内をいた  
だきたいと思しますのでこの紙面をかりてお願い致し  
ます。研修会について今、漠然と考えているのは「目標  
を外部の検定試験におき合格を目指すという研修会を  
シリーズで開催できないか?」と言うことです。具体  
的イメージとしては建設業経理士2級・建設業経理事  
務士3級を考えています。何とか実現できるよう支部  
役員とよく検討して行きたいと思ひます。年頭に当た  
り今年の抱負の一端を述べさせていただきました。

# 農地等の権利移動の許可申請

今回は、農地法第3条第1項に基づく農地等の権利移動の許可申請についてです。

譲渡人と譲受人の双方が同一市町村内に住所がある場合は農業委員会の許可を、権利を取得する者の住所のある市町村の区域の外にある農地等の場合は都道府県知事の許可を受ける必要があります。都道府県知事の許可を必要とする場合は申請書の提出は農業委員会を経由して知事に提出することになります。

農業法人等が権利を譲り受ける場合でも同様の許可が必要となります。

## 審査の要件

1. 農地等のすべてについて耕作又は養畜の事業を行う
  2. 農地等の権利取得後において必要な農作業に常時従事する
  3. 農業経営の状況、居住地から権利を取得しようとする農地等までの距離からみて、その農地等を効率的に利用する
  4. 農地等の権利取得後の経営面積が下限面積(原則、北海道2ha、都府県50a)以上となると認められる
- 等の要件を満たす場合には、許可することができる。

添付書類(提出部数は実測図を除きすべて1部)

1. 土地の登記簿謄本(登記事項証明書)
2. 小作農以外に小作地の所有権を移転しようとする場合は、
  - ア. 小作農が申請前6月以内に同意したことを証する書面
  - イ. 小作農等が有する使用及び収益を目的とする権利が強制執行、競売若しくは国税徴収法による滞納処分(その例による滞納処分を含む。)に係る差押又は仮差押の執行のあった後に設定されたことを証する書面のいずれか(付表6)
3. 権利取得する者が法人(独立行政法人並びに地方公共団体及び日本道路公団を除く。)である場合には、定款又は寄付行為の写し
4. 農業生産法人(合名・合資会社は除く。)である場合には、組員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し
5. 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社が構成員となっている農業法人である場合、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
6. 権利を取得しようとする者が法第2条第7項第2号トに掲げる者が構成員となっている農業生産法人である場合には、その構成員とその法人との間で締結された契約書の写しその他その構成員が同号トに掲げる者であることを証する書面
7. 権利を取得しようとする者が畜産公社である場合には、必要な要件を満たしていることを証する書面
8. 農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、同法第27条の13第2項に規定する協定の内容を明らかにした書類
9. 連署によらずに申請書を提出する場合は、
  - ア. 競売や遺贈等の単独行為による権利の移転・設定であることを証する書面
  - イ. その権利の移転・設定に関し、判決が確定し、裁判上の和解若しくは請求の認諾があり、民事調停法により調停が成立し、又は家事審判法により、審判が確定し、若しくは調停が成立したことを証する書面のいずれかの書類

## 10. その他参考となるべき書類

この他に、

農業協同組合が経営委託により権利を取得するとき(付表1)

許可申請地が開拓地するとき(付表2)

農地法施行令第1条の6第2項第2号に該当するとき(付表3)

許可申請地が信託財産するとき(付表4)

農地保有合理化法人が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき(付表5)

一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき(その土地の特定に必要な実測図3部)

賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき(所有者の承諾書)が必要となる。

## 農地法

第3条 農地又は採草放牧地について権利を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可(これらの権利を取得する者(政令で定める者を除く。))がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない。

## 別記第1号様式

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

農業委員会会長 様

譲渡人(貸主)住 所  
職 業  
氏 名  
生年月日

譲受人(借主)住 所  
職 業  
氏 名  
生年月日

法人の場合は、主たる事務所の所在地、  
業務の内容、名称及び代表者の氏名

農地(採草放牧地)について、所有権(地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利)の移転(設定)の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積	10アール当たり普通収穫高	利用状況	利用者		備考
		公簿	現況				氏名	利用権原	
				㎡					
計			田	注1 利用状況の欄には、普通畑、野菜畑、果樹畑等の別を記載すること。 注2 備考の欄には、各筆ごとに一般民有地は(民)、農地法第36条の規定により売渡された土地は(創)、同法第61条の規定により売渡された土地は(開)と記載するとともに、当該土地が農業経営基盤強化資金ほか制度資金の融資の対象となっているときは(融)、独立行政法人農業者年金基金の融資の対象となっているときは(国)と記載すること。					
			畑						
			農地計						
			採草放牧地						

2. 権利を移転(設定)しようとする理由

(1) 譲渡人(貸主)

(2) 譲受人(借主)

3. 権利を移転(設定)しようとする契約の内容

契約の種類	土地の引渡しの時期	価額	資金調達の方法	その他
	年 月 日	円		

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、価額の欄には小作料の額をその他の欄には契約期間を記載すること。

4. 当事者(その世帯員を含む。)の所有地及び経営地

		譲渡人(貸主)				譲受人(借主)			
		田	畑	農地計	採草放牧地	田	畑	農地計	採草放牧地
所有地	①自作地	m <sup>2</sup>							
	貸付地								
	不耕作地								
借入地	②小作地								
	(その他耕作地)								
	不耕作地								
経営地合計①+②									
備考									

注 備考欄には、貸付地がある場合は、その許可年月日及び現在貸し付けている理由を、不耕作地がある場合はその理由を記載すること。

5. 当事者(その世帯員を含む。)の労働力並びに大農機具及び家畜の所有状況

(1)労働力

譲渡人(貸主)					譲受人(借主)				
自家労働力の内容					自家労働力の内容				
世帯員 (構成員) 氏名	年 齢	続 柄	職 業	農作業 従事日数	世帯員 (構成員) 氏名	年 齢	続 柄	職 業	農作業 従事日数
				日					日
				日					日

(2)大農機具

譲受人(借主)の所有状況	
種類	数量

(3)家畜

譲受人(借主)の飼養状況	
種類	数量
乳牛	
肉牛	
馬	
豚	

注 続柄欄には、配偶者、子等と記載すること。

6. 農地法第2条第7項に規定する農業生産法人又は農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する特定法人の要件に係る事項(別紙1又は別紙2のとおり。)

注 権利を取得しようとする者が農業生産法人又は特定法人である場合のみ記載すること。

#### 7. 譲受(借受)地の立地状況等

立地状況		離れ地の場合は通作の方法				
住居地との関係	地続き、離れ地					
経営地との関係	地続き、離れ地	住居移転の計画がある場合はその見込時期及び場所	年月			
			場所			
住居からの距離	km	取得前の団地数	団地	取得前の団地数	団地	

注1 立地状況の欄は該当する方を○で囲むこと。

2 この申請と同時に譲受(借受)又は譲渡(貸付)の申請をしている場合には、取得後の団地数の欄は、それぞれの申請が許可されたものとした場合のものを記載すること。

#### 8. その他参考となる事項

(1) 許可申請地が農地法第8条第1項又は第15条の3第1項の規定により公示のあったものである場合は、その条項及び公示年月日並びに同法第9条第1項の規定による期間延長を申し入れたときは、その期間を記載すること。

(2) 許可申請地が農地法第36条の規定により売り渡された土地であるときは、その旨及びその土地の売渡年月日を記載すること。

(3) 農業生産法人が、従たる事務所(支店、支所、分場等)の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、4及び5の各事項について、法人全体に関するもののほか、その従たる事務所における該当事項についても記載すること。

注1 氏名欄には、申請者が個人の場合は必ず本人が署名し、申請者が法人の場合は必ず代表者本人が署名すること。ただし、申請者が国及び地方公共団体の場合は、氏名欄に記名押印すること。

2 申請書は3部提出すること。ただし、申請人が二人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。

3 申請書には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を添付するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に定める図書を添付すること。

農業協同組合が経営委託により権利を取得するとき。	付表1 経営委託に係る権利設定調書(1部)
許可申請地が開拓地のとき。	付表2 開拓地に係る権利移転(設定)調書(1部)
農地法施行令第1条の6第2項第2号に該当するとき。	付表3 農地法施行令第1条の6第2項第2号関係権利移転(設定)調書(1部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表4 信託財産に係る権利移転(設定)調書(1部)

農地保有合理化法人が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表5 農業生産法人への出資・持分譲渡調書 (1部)
強制執行、競売若しくは国税滞納処分等に係る差押え若しくは仮差押えの執行又は処分禁止の仮処分の執行のあった後に使用及び収益を目的とする権利が設定された小作地等について、その小作農等以外の者が、強制執行、競売又は国税滞納処分等により所有権を取得するとき。	付表6 競売による小作地等の権利移転調書 (1部)
小作地等についてその小作農等以外の者が所有権を取得するとき(付表6.を添付しなければならないときを除く。)	その小作農等が当該小作地等の所有権が小作農等以外の者に移転されることにつき、申請前6か月以内に同意したことを証する書面 (1部)
単独申請をするとき。	判決書、承諾調書、裁判上の和解調書、家事審判書、家事調停調書、民事調停調書(判決書又は審判書にあつては判決確定証明又は審判確定証明が添付されているものに限る。)競売調書、公売調書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図 (3部)
賃借権若しくは使用賃借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

別紙1

農業生産法人の要件に係る事項

1. 事業の状況

(1) 事業の種類

区分	農業の内容	関連事業等の内容	その他の事業の内容	備考
現在				
権利取得後				

注1 農業の内容の欄には、法人が生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載すること。ただし、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合は、粗収益の多いものから順に三つの農畜産物の名称を記載すること。

2 関連事業等とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 耕作又は養畜の事業に関連する農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工に係る事業

- (2) 耕作又は養畜の事業に関連する農畜産物の貯蔵、運搬又は販売に係る事業  
 (3) 耕作又は養畜の事業に関連する農業生産に必要な資材の製造に係る事業  
 (4) 耕作又は養畜の事業に関連する農作業の受託に係る事業  
 (5) 農業と併せて行う林業  
 (6) 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 3 権利取得後の欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日の属する事業年度以後の状況を記載すること。

## (2) 事業の実施状況及び事業計画

区 分		農業及び関連事業等	左記以外の事業	備 考
実施状況	年度	円	円	
	年度			
	年度			
事業計画	年度			
	年度			
	年度			

注 実施状況の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度のうち許可申請前3年度分の売上高をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、事業計画の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日の属する事業年度を初年度とする3年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

## 2. 構成員の状況

氏名・名称	議決権	法人への農地等の権利の設定・移転の状況		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	備 考
		権利の種類	面積	前年度実績	見込み		
			m	日	日		

注1 議決権の欄には、その構成員の有する議決権の数を記載すること。

2 年間農業従事日数の欄の「前年度実績」には、許可申請の日の属する事業年度の前年度において法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等(以下「農業」という。)に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜

の事業に供することとなる日の属する事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載すること。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれるものとする。

- 3 法人と構成員との取引関係等の内容の欄には、法人から生産物を購入している食品会社、法人に農作業を委託している農家、法人に肥料を販売する肥料会社、法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社等具体的に記載すること。

### 3. 構成員のうち承認会社の株主の状況

株主の氏名・名称	議 決 権	備 考

- 注1 構成員に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社(以下「承認会社」という。)が含まれている場合に、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載すること。
- 2 複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載すること。
- 3 5添付する書類(3)の株主名簿の写しに議決権の数を記載する場合は、この項の記載を要しない。

### 4. 業務執行役員の状況

氏 名	住 所	年間農業従事日数				備 考
		年間農業従事日数		年間農作業従事日数		
		前年度実績	見込み	前年度実績	見込み	
		日	日	日	日	

- 注1 住所の欄には、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載すること。
- 2 年間農業従事日数の欄の「前年度実績」には、許可申請の日の属する事業年度の前年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日の属する事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載すること。  
 なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理及び市場開拓等に従事した日数も含まれるものとする。
- 3 年間農作業従事日数の欄の「前年度実績」には、許可申請の日の属する事業年度の前年度において

業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日の属する事業年度において業務執行役員が行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行う耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載すること。

## 5. 添付する書類

### (1) 定款の写し

(2) 農業生産法人が農事組合法人である場合は組合員名簿の写し、株式会社である場合は株主名簿の写し

(3) 構成員に承認会社が含まれている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し

(4) 農業生産法人の構成員に農地法第2条第7項第2号トに掲げる者がいる場合は、その構成員とその法人との間で締結された契約書の写しその他のその構成員が同号トに掲げる者であることを証する書面

## 別紙2

### 特 定 法 人 の 要 件 に 係 る 事 項

#### 1. 耕作又は養畜の事業に常時従事する業務執行役員の状況

氏 名	住 所	年間農業従事日数		備 考
		前年度実績	見込み	
		日	日	

注1 住所の欄には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者が生活の本拠としている場所を記載すること。

2 年間農業従事日数の欄の「前年度実績」には、許可申請の日の属する事業年度の前年度においてその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しているその法人の業務を執行する役員が農業への年間従事日数を記載し、「見込み」には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日の属する事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載すること。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理及び市場開拓等に従事した日数も含まれるものとする。

2. 添付する書類

(1) 定款、寄付行為等の写し

(2) 農業経営基盤強化促進法第27条の13第2項に規定する協定の内容を明らかにした書類

付表1 経営委託に係る権利移転調書

委託者名		受託名					
受託者の資格		組合員 組合員と同一世帯		非組合員 [ 住所が組合の地区内・地区外 ]			
委託申込年月日		年 月 日		契約の期間		年 月 日から 年 月 日まで	
委託理由							
委託契約の内容							
受託農業経営の形態			田作・畑作・田畑作・酪農・混同				
受託農業経営の状況	経営地		田	畑	計	採草放牧地	
		申請地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		申請地					
	計						
大の農保有機有具状況	農保有機有具状況	機 具 名	数 量	機 具 名	数 量	機 具 名	数 量
労働力の状況	農 協 職 員			常 雇		臨 時 雇	
	専任職員	農 従	人	人	人	人	人
		その他	人				
	兼務職員	農 従	人				
その他		人					
受託農業経営に係る一部の作業を農業者に委託する場合にはその内容							

注 本表のほか、受託規程、受託に関する決議書を添付するとともに、必要に応じ事業計画書、予算書を添付すること。

付表2 開拓地にかかる権利移転(設定)調書

売 渡 期 間	年 月 日		
開墾を完了すべき時期	年 月		
入植(増反)地区名	地区		
検 査 の 結 果			
売り渡された総面積	番地ほか 筆 m <sup>2</sup>		
種 類	金 額	償 還 方 法	備 考

注 開拓者資金借受状況の欄は、未償還のもののみについて記載すること。

付表3 農地法施行令第1条の6第2項第2号の関係権利移転(設定)調書

譲渡人氏名				譲受人氏名			
譲 渡 人 の 状 況		申請時の 経営面積	譲渡面積	譲受面積	許可後の 経営面積	備 考	
	田	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	畑						
	計						
	採草放牧地						
あ っ せ ん の 内 容	申立年月日	年 月 日					
	申立人	譲渡人	譲受人	その他( )			
	あっせんの方法	イ 総会(農地部会) ニ あっせん委員	ロ 特別委員会 ホ 和解の仲介	ハ 会長			
	成立の期日	年 月 日					
	委員会の決定	年 月 日					

付表4 信託財産に係る権利移転(設定)調書

受託者名		譲受け(借受け)人名	
信託事業の種類	農業協同組合の農地等の信託事業 農地保有合理化法人の農地信託等事業		承認年月日 年 月 日
許可申請地の所在及び面積	市	田	㎡
	町	畑	農地の計 採草放牧地
申請目的	一時使用賃借 ・ 所有権の移転 ・ 賃貸借		
信託契約の内容	種類	売渡し ・ 貸付転用 ・ 売渡し貸付転用	
	受託者氏名		
	契約年月日	年 月 日	農業委員会へ通知した年月日 年 月 日
	期間	年 月 日から 年 月 日まで	
信託財産に売採渡つた貸処付置	相手方選定のため公示した年月日	年 月 日	買受け(借受け)申込期間 年 月 日から 年 月 日まで
	申込者	順位	
	農会の意見	氏名	
	農業委員会年月日	年 月 日	農業委員会年月日 年 月 日
選定内容	選定理由	理事会の決定年月日 年 月 日	
	契約条件	売買価格(小作料)	円
		賃貸借(使用貸借)期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 注1 信託事業の種類欄の「農業協同組合の農地等の信託事業」は農業協同組合法第10条第3項に規定する事業をいい、「農地保有合理化法人の農地信託等事業」は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に基定する事業をいう。
- 2 承認年月日の欄は、信託規程又は農地保有合理化学業規程の承認を受けた日を記載すること。
- 3 申込者の順位の欄は、農業協同組合又は農地保有合理化法人の理事会の定めた順位を記載すること。

付表5 農業生産法人への出資・持分譲渡調書

出 資 者		農業生産法人名	
許可申請地の 所在及び面積	市 町 村	田	m <sup>2</sup>
		畑	m <sup>2</sup>
出資に係るその他の土地		地目：	m <sup>2</sup>
出 資 の 内 容	土地の評価額		
	土地の利用方法		
	付与される持分		
持 分 の 譲 渡 の 内 容	譲 渡 期 間	年 月 ~ 年 月( 年間)	
	譲渡の相手方	譲渡する持分	譲渡の対価
		口 (円)	円
	合 計		

- 注1 出資に係るその他の土地の欄は、本申請に際して現物出資を行う農地又は採草放牧地以外の土地がある場合に、その地目及び面積を記載すること。
- 2 土地の利用方法の欄は、当該事業の対象農用地等の利用目的を記載することとし、農業用施設の用に供する場合は、その具体的な用途を記載すること。
- 3 「土地の評価額」は、原則として「譲渡の対価」の合計欄と一致し、「付与される持分」は、「譲渡する持分」の合計と一致すること。

付表6 競公売による小作地等の権利移転調書

1. 権利取得者の氏名又は名称			
2. 許可申請地の表示等	許可申請地の表示等		
	許可申請地の所有者	住所	
		氏名又は名称	
	許可申請地の利用者	住所	
		氏名又は名称	
	利用者の利用の権原	権利の種類※	賃借権、資料賃借権、地上権、永小作権、その他の権利
		期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可年月日		知 事 許 可 年 月 日 付 け 第 号 農 業 委 員 会	
3. 競公売の内容	許可申請地の処分禁止の区分※	年 月 ~ 年 月 ( 年間)	
	競公売の区分※		
	差押等の執行年月日		
	入札等の期日		
	競公売の実施機関		

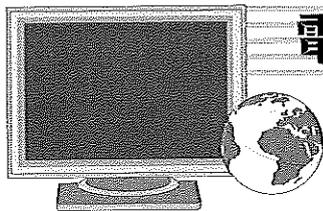
注1 2許可申請地の表示等の欄の「許可申請地の所有者」は、現利用者が、使用及び収益を目的とする権利を設定したときの所有者について記載すること。

2 ※の欄は、該当事項を○で囲むこと。

3 競公売の内容の欄の「競公売の区分」の国税滞納処分等には、国税滞納処分をその例としている滞納処分が含まれる。

4 「差押等の執行年月日」には強制競売に係る差押及び担保権の実行としての競売にあつては、競売決定のあつた日を、強制競売に係る仮差押にあつては仮差押の宣言のあつた日を、国税滞納処分に係る差押にあつては、差押の決定のあつた日を、仮処分にあつては仮処分の宣言のあつた日を、それぞれ記載すること。

5 「入札等の期日」には、強制競売に係る競売にあつては、その入札期日を、国税滞納処分等に係る公売にあつては、最高価申込者のあつた日をそれぞれ記載すること。



## 電子化特集④

### 事務所における電子化の導入事例

今回は、業務や会務を行なうにあたって、実際に各会員はどのような電子化環境を事務所に導入しているのか、そのメリットなどについて具体的にお話しを聞いてみたいと思います。

.....

#### ① 事務所のホームページ作成について～札幌支部 森 広靖 会員

Q. 事務所のホームページを作成することになったきっかけは？

A. 私の登録は平成16年11月なのですが、申請をしてから登録されるまで間、どのようにしたら依頼を早いうちからいただけるかを考えた末、やはり事務所のホームページは持つべきだろうと考えたのがきっかけです。登録までの約2か月を開業の準備期間として充てることにして、その期間内でホームページの作成も行ないました。それまではパソコンについて特に詳しいわけでもなく、ホームページ作成もやったことがありませんでしたが、市販のソフトを買って試行錯誤を繰り返しながら、なんとか開業日に間に合うようサイトを公開することができました。当時は時間もたっぷりあったので、同業の先生のサイトを参考にしたり、市販の解説書をひもといたり、色々と調べながら作った記憶があります。

Q. ホームページ作成で意識していることは？

A. 最初のホームページは業務を始める前に作成したのですが、開業直後からあらゆる客層の方に対応する自信もなかったため、まずは事務所の近くに住んでいる方や同年代あるいは若い方を顧客ターゲットにしようと考えて、デザインはポップなかわいらしい感じにしてみました。でも、実際には、自分が予想していなかった地域や客層からのお問い合わせやご依頼も少なくなく、サイトを作る側の狙いと実際にそのサイトを閲覧する人の受け取り方には大きな違いがあることに気づいた気がします。その後は、どんな人に関心して欲しいかに気をつけながら、また、できあがったホームページについての感想を家族や知人に聞いてみたりしながら、半年か1年ごとにデザインやコンテンツを見直すように心掛けています。

Q. ホームページを導入するメリットはどのようなことでしょうか？

A. 私は一人で業務をしていますので、日々の業務が忙しくなると営業活動ができません。どんな業務を行っているのか、実際に依頼した場合の手続の流れはどうなるのか、準備する書類などは何かなどを、あらかじめサイトに公開しておくだけでも、私の事務所にとっては、営業面でのメリットは大きいです。

ホームページ上からメール相談があつて、そこから依頼になる事案は珍しくありません。相談希望者と行政書士を結びつけるものとしてホームページと電子メールの活用は、とても重要だと感

じています。

また、ホームページ上で取扱業務を知ってもらえれば、道外の行政書士から「札幌で会社設立の依頼があるので、定款の認証をお願いします」という依頼をいただけたり、新しい情報の交換もできたりしますので、仕事の広がりが期待できます。

Q. 今後、ホームページをどのように発展・活用していく予定ですか？

A. 基本的には、事務所の業務内容の紹介にとどまらず、ご相談・ご依頼につながるようなホームページをこれからも作っていきたいと思っています。私が開業した当時に比べて行政書士のホームページも随分増えたように感じますし、また、最近は書類作成や手続についての一般向けの書籍も多く見かけます。容易に情報を得られる時代になったせいでしょうか、昨今では自分で調べて書類作成や手続を進める方も少なくないと感じます。そういった方が閲覧することも頭の片隅に置きながら、どんな人にご相談・ご依頼に来てほしいのか、そのためにはどのような構成・内容にしたらいのかを常に考えながら、ホームページを改良していきたいと考えています。

.....

② 電子定款ソフトの導入について～札幌支部 山代 るみ 会員

Q. 電子定款ソフトを導入したのはいつですか？

A. 2004年9月に札幌市内で「電子定款の実務」という研修会と「電子公証ソフトウェアご説明会」という株式会社日立製作所の方を招いての、2本立ての研修会がありました。業務として取組みたいという興味と、電子公証ソフトが数量限定で格安で販売されるということがありソフトを購入しました。その頃はまだ電子定款は一般的ではなく、紙ベースでの定款認証が一般的なときです。私は開業後間もなかったのに、ソフトを購入するときは迷いましたが、その頃は電子定款を作成できる行政書士がまだ少なかったのに同業者から電子定款のみを依頼されたり、他士業から法人設立の紹介をもらうようになり徐々に取扱う件数が増えました。ソフトを購入するときは大きな投資に感じましたが、今考えると電子定款を導入してよかったと思っています。

Q. インストールは簡単にできましたか？作動に問題はありませんでしたか？

A. 当時はフロッピーディスクでインストールするタイプでした。私はあまりパソコンに詳しいほうではなかったので、それに手を付ける気になれず、しばらくは事務所の片隅に箱に入れて積んだままの状態でした。それでも決心してインストールを始めたときは、マニュアルを片手に画面を追っていったので、特に難しい問題はありませんでした。

Q. 電子証明書があれば電子定款以外にも様々な申請をすることができますが、どのように活用していますか？

A. 当初の電子証明書はJCSIというタイプでしたが、更新時期に行政書士1-Gタイプに切り替えまし

た。JCSIの電子証明書で行える申請の種類は多いようですが、行政書士用はあまり多くないようですので、電子定款以外には使っていないのが現状です。官庁等で電子化申請を導入する作業が遅れているといわれています。申請できる種類が少ないから行政書士事務所の電子化が進まないともいえるのですが、逆に各事務所で電子化環境や電子証明書が普及すれば官庁もその需要に対応してくれるのではないのでしょうか。

Q. 電子定款の導入を考えている会員に一言お願いします。

A. 会社設立を望んでいるお客様は「電子定款なら定款認証にかかる印紙代4万円が不要」という情報をインターネットで知り「どこの行政書士事務所も電子申請ができる」と思って依頼される方が多いようです。顧客満足を考えると電子定款は地域に関係なく積極的に導入する必要があると思います。行政書士事務所を開業しているのですからプロとして積極的に色々な電子化環境を整えて顧客にサービスを提供していくのは今後ますます重要になってくるだろうと思います。

.....

### ③ 会議におけるスカイプの利用と導入について～小樽支部 秦 健一郎 会員

Q. 社団法人日本海事代理士会(以下、「同会」)では、スカイプ(Skype、後記※参照)を用いて会議を行なっているようですが、導入にはどのような経緯があったのでしょうか？

A. 平成14年に同会北海道支部の総会で、総会に出席したくてもできない会員が委任状によらずに合法的に議決権を行使するにはどのような方法によるべきか、について思索しました。ご存知のとおり北海道では地理的事情もあって総会への全員出席は期待できませんし、さらには出席者の往復時間の拘束と甚大な交通費負担という事情もあります。一方で総会に出席しなければ欠席裁判で役員を任されるという内輪的な脅威もありました。

また同会の総会や理事会などは東京で行なわれますが、北海道にいる理事にとってはこれと同じ問題が生じます。そこで私は、同じ年に同会に「双方向ネット会議システムの導入の検討について」という提案書を出しました。しかし当時はまだビデオメッセンジャーなど映像と音声を用いるツールソフトの値段が高かったことと、全国の理事からは必要性を評価してもらえなかったこともあり、導入は実現しませんでした。

今年に入って理事定数を4人増やすことになり、資金基盤が脆弱な同会では理事が増員されても交通費が比例的に増えないようなシステムの構築が急務となりました。そこで遠隔地からでも会議に参加できるシステムを導入することが再び検討課題になり、導入が決まりました。各理事にはスカイプの使えるパソコン環境を整備してもらい、現在は理事会の本会議の前に行なう準備会議や委員会の事前調査でスカイプを利用しています。

Q. 実際にスカイプを利用して、どのようなメリットを感じますか？

A. やはり導入費用が安いことと、長時間会議をしても通話料が一切かからないことです。購入するのはWebカメラとヘッドセット(ヘッドフォンとマイクが一体型になったもの)、これがあわせて6,000円くらい。OSはWindowsで高速ブロードバンド環境があれば使用できます。インストー

ルやダウンロードは無料でできます。映像を入れたら4人まで、音声だけだと5人までが同時に利用できますので少人数の会議に適しています。映像と音声を用いた会議が行えますので、一堂に会していなくてもそれと同じような臨場感が味わえます。まずは各事務所においてスカイプを利用した事前会議に参加して意見調整や確認を行い、その後本会議など重要なものには上京して実際の会議に参加をすれば、限られた時間であっても十分に中身の濃い議論をすることができます。対面会議で全てのプロセス(意見交換・報告・決議まで)において全て結論を出そうとすると時間的に無理が生じます。その後の報告・決議は対面会議で行わなくても十分できますので、そういう時間があるのなら他の案件を取り上げるなどしたほうが、限られた時間を有効活用できます。

デメリットといえば、スカイプでは映像が安定しない場合があることと、難しい話になるとスカイプ参加者が沈黙を続けてしまうことでしょうか。業務にできるだけ支障がない午後6時頃から会議を始めますが、それでも途中で誰かの電話が鳴ってしまったりすると会議を中断してしまうことがあります。

スカイプで会議を行うとしてもそれには自分なりに事前準備をしておく必要がありますが、その準備を怠る人がいると、スカイプ会議ではお客さん状態になってしまいます。会議に臨むスタンスがポジティブかネガティブであるかの違いは大きいと思います。ネガティブな人は実質的にスカイプにも参加する資格がないと思います。

Q. 北海道行政書士会がスカイプを利用して会議を行なう可能性はどうでしょうか？

A. 会議の性質上スカイプに適さないものもありますし、パソコンの不得手な方を全面的に否定するのは乱暴ですから、全ての場面でスカイプ会議を行うというのではなく、現在は対面会議から電子会議の過渡期と考えられるので、両者を併用するのが賢明な選択だと思います。スカイプを利用した会議には4~5人までしか参加できませんので、それ以上に委員が多いときはブロックやチームに分けてから利用すると思います。またSOBA CITYというソフトでは、より多くの方が会議に参加できますので、私は特にスカイプに固執する気は毛頭ありません。もっといい会議ソフトがあるならば、どんどん検証すべきです。またチャット機能を使って参加者の発言を同時進行でまとめれば、それを議事録に加工することもできますので効率的な会議の運営も可能です。

スカイプに限らず、インターネットを使用する最大の強みはインターネット環境があれば地域間問わず最新で豊富な情報を取得できることです。広い北海道でもスカイプが利用できる環境があれば、より多くの地方支部の熱意ある会員が会務に関わることも可能になるのではないのでしょうか。札幌支部に委員等が集中する必然性も薄れてゆくと思います。

\*スカイプ(Skype)とは、ルクセンブルグのスカイプ・テクノロジーズS.A.社が開発した、P2P技術(多数のコンピュータを相互につなぎ、ファイルや演算能力などの情報資源を共有するシステム)を応用した音声通話ソフト。スカイプをインストールし、コンピュータにマイクとヘッドフォンを接続すれば、無料で音声通話を楽しめる。

## 法人化を問う④



## ～行政書士法人を訪ねて・3～



高橋日朗史氏

「法人化を問う」も第四回目になりました。今回は主たる事務所を札幌におき、東京にも従たる事務所をおいている、行政書士法人高橋事務所の代表社員高橋日朗史氏にお話を伺ってきました。平成16年11月に設立された行政書士法人高橋事務所は、今年で3年目を迎え、代表社員1名、社員1名の行政書士が在籍しており、運輸関係に特化した行政書士法人事務所です。

Q. 行政書士法人を設立されたきっかけを教えてください。

A. 私自身は昭和55年3月に行政書士登録をして事務所を開いており、車が好きだったことで自然と業務も運輸関係が専門になっていきました。運輸関係という事で、お客様からの依頼が遠方からも来るようになったので、自分のお客様をその地域の行政書士事務所に任せる事があった場合に、本当に自分と同じ気持ちで業務に接してくれるかという考えや、やはり遠方のお客様に対しても常に自ら業務をこなしたいと考えるようになったのがきっかけです。首都圏や大阪、近畿等からも多く依頼が来るようになったので、それらに対応するにあたって東京に事務所が欲しいと考え、以前から興味をもっていた事務所の法人化に踏み込んで、主たる事務所を札幌に、従たる事務所を東京に設置することにしました。

Q. 設立時当初は事業計画や目的はありましたか。

A. 北海道のディーラー、首都圏のディーラーなど、お客様に対してそのエリアごとに当法人事務所があれば、迅速なサービスを提供できるのではないかと考えはありました。

また自分があと20年、30年経った時に、現在と同じように仕事をできるわけではないと思うので、自分が第一線を離れても当法人事務所が、大丈夫のように人的なスキルの継続を考え、安心できるスタッフが欲しいと考えました。

Q. 現在はどのような体制で事務所運営なさっていますか。

A. 自分は主に月曜日～金曜日は、東京の事務所で業務をこなし、札幌の事務所には、もう1人の社員である行政書士が指揮をとってくれています。札幌には20名、東京では6名の職員がそれぞれの業務、例えば車庫証明・登録・経理というように部門別に分担してこなしてくれています。また業務の1本化のために、電子化にも積極的に取り組んでいます。

Q. 行政書士法人にしたメリットは、どのようなものがありますか。

A. やはりマーケットニーズに敏速に対応できるようになったことですね。先ほども話したように運輸関係に特化した事務所なので、業務がまるで液体のように連続して流れていきます。それに対応できるのは法人という組織であるからだと思います。

またこの事務所でもそうですが、1人のミスや経験不足により、お客様からの信用を失ってしまう事があります。でも行政書士法人という組織という事で、人材も多様ですから、そういった部分をカバーできることも大きなメリットだと思っています。

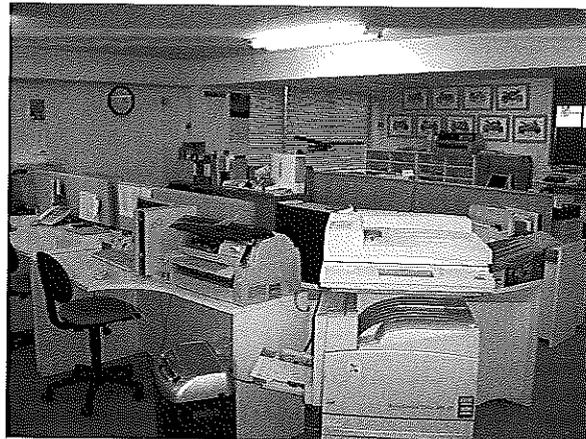
Q. 今後の行政書士法人としての展望を教えてください。

A. この業界で生き残っていくためにどうしたらいいのかという考えでは、例えば販売会社等も法規制により勤務時間の管理が非常に厳しくなっています。決められた時間内に、営業して車を販売し、整備も行い、事務処理もやらなければいけません。しかし、事務処理をしても直接の利益にはなりません。そう考えると事務処理をしている時間・人員はマイナスであり、その時間・人員を営業や整備等に使えば、さらなる利益をあげる事ができるのではないのでしょうか。そこで販売会社等から、事務処理だけを一手に引き受ける事によって、会社にとってのマイナス要因はなくなり、それが当事務所にとってはプラスになるといった、時代にマッチングした関係を築いていきたいと考えています。

Q. 事務所の法人化に興味を持つ会員はたくさんいると思います。そのような会員にアドバイスをお願いします。

A. 自分の仕事よりもお客様の環境を考えての法人化が大事だと思います。自分の特化能力をマーケットに追い求めていって、そのマーケットが巨大だからといって、利益を必ずしも得れるわけではないのです。そういう面では一事務所も法人も営業が重要だと思います。天から仕事はふってきません。営業という種をまいて自分の特化した知識をマーケットにアピールすることが必要ではないでしょうか。

仕事を一度断るとそのお客様から同じ仕事は二度ときません。お客様の前では知識をしつかり身に付けた対応をしなければいけないのです。「分かりません」「できません」ではお客様に信用してもらえないと思います。



行政書士法人高橋事務所

# 平成19年度 ADR 手続実施者養成研修会 (ファーストステップ) 開催報告

ADR 推進委員会委員(小樽支部) 中村 伸之

平成19年度10月20日(土)、27日(土)、11月10日(土)の3日間(全3回)にわたり、本会会議室に於いて「ADR 手続実施者養成研修会(ファーストステップ)」が開催されました。今回の参加者は15名(札幌支部13名、旭川・小樽各1名)。講師招聘による講義型によるものではなく、平成18年3月に東京で既開催された研修会(VTR収録)を鑑賞する方式で進行された。また、当該プログラムの特色は自主交渉援助型の調停を目的とし、トレーニングの方法として座学だけでなく、実践(数名で班を形成し、各班毎でディスカッション・調停ロールプレイ等)も取り混ぜ、受講者が自ら参加することで実際の手順書となることが示されていることにある。

各日毎の研修内容(経過概略)は以下のとおり。

第1日(回)目は、調停のイメージをつかむことがテーマ。調停とはどのようなものか(その種類や交渉理論を用いた紛争解決等)について学び、実践として「調停と裁判」の違い(互いの印象、長所・短所等)について。また、3種類の調停スタイル(実演)を見て、それぞれの長所・短所等について、さらには事案を基に紛争当事者の「本音と建前」を探り、促進すべき交渉とはどのようなものかについて各班で協議・検討がなされた。

第2日(回)目は、調停におけるスキル(調停技法)を体験して学ぶことがテーマ。「初めての出会い」(=調停人が調停を開始する時(初めて会った両当事者)にどのような言動(言葉・態度)をすべきか)について、調停における「聴く」とは何かについて学んだ。また、実践では調停実演事例における調停人の発言・質問、しぐさ・態度で気づいたことについて各班で協議・検討がなされた。さらに、オープン・エンデットクエスションの手法、「聴く」ことで紛争当事者の気持ち(思い)を知ること、事例に基づき「初めての出会い(=調停導入部)」までを各班毎にロールプレイを行った。

最終日(第3回目)のテーマは、調停の多様性を考えること。これまでの復習に加え、調停上で頻発する諸問題(不規則事態への対応)、調停人の倫理(独立性・公正性)について各班で協議・検討がなされた。仕上げは調停を実践するとして、事例「投資金回収事件」(以下添付資料参照)につき各班毎で調停ロールプレイが行われた。なお、効果測定等は行われず、3日間の研修受講者に対し受講修了証が授与された。また、今後は地方会員(今回受講対象外)を対象とした研修会も実施が予定されている。

今後は、まず紛争解決事業者として法務大臣の認証を経て、全国各単位会により推進実施(運営)されていく方向であるが、どのように展開していくかは未だ誰にもわからない。

また、ADRという分野は、主に特定の専門領域を持たない行政書士にとっては他士業に比べ困難な道のりとなるだろうが、他士業にはない行政書士独自のADRモデルをいかに作り上げていくかが今後のカギとなるであろう。



ADR研修の様子



ADR研修の様子

## 資料-1

## 調停ロールプレイを始める前に

- (1)これはトレーニングですから、一旦恥ずかしいという思いを捨てて、役柄の気持ちになりきって一生懸命演じてください。ただし、わざと話し合いがうまくいかないようにしようとはしないでください。真剣に演じることは重要ですが、他の人の学ぶ機会を奪うことにつながらないように注意してください。
- (2)ロールプレイが終わったら、振り返りを行います。調停役の人には、具体的にどのようなことを心がけたか。また、何がうまく行って、何が難しかったかを言ってもらいます。当事者役の人には、調停人役の言動や行動で良かった点に注意を払っててください。話の内容だけでなく、調停人のしぐさ、表情、質問の仕方など詳しく観察してください。調停人役の人にフィードバックするとともに、自分が調停人だったらどうするかをイメージしてください。終了後、記憶が鮮明なうちに手元のワークシートにまず書き込んでください。
- (3)調停人役の人は、場所の設定(椅子の位置、机の要否等)をその場の設備を使って自由にコーディネートしてください。また、調停の進行は調停人の裁量に任されます。コーカス(別席)についても同様です。調停人はメモをとってもかまいません。ただし、メモばかりとって「聴く」ことがおろそかにならないように注意してください。
- (4)ファクトシート(共通事実と秘密事実)はよく読んでください。もし分からないことがあれば事前に講師に聞いてください。当事者役の人はファクトシート(秘密事実)を相手方や調停人に見せてはいけません。また、ファクトシートに書かれている事実を全て相手方や調停人に告げる必要はありません。逆に、書かれていない事実については健全な常識で付け加えてください。
- (5)概ね時間は30分程度を予定しています。無理に最終合意までとりつける必要はありません。今まで習ったことを確かめるのが目的です。

## 資料-2：ファクトシート

## 投資金回収事件：全員用

## 【共通事実】

1. 下田 幸吉(しもだ こうきち)さんは、ご自宅の離れの工房で家電製品の部品の開発をする株式会社GCを営み、代表取締役をしています。これまで、充電器では3種類の実用新案をとっています。
2. 葛西 学(かさい まなぶ)さんは、家電部品の販売を個人でなされて、川崎一円に販売網を持っています。
3. 下田さんと葛西さんは、川崎西中小企業交流会に所属していることから、昨年ごろから交流をしておられます。この交流会は、多くの起業者が参加されている歴史のある会で、主として地元中小企業の発展のため相互の情報交換をする会です。
4. 平成16年春頃、下田さんの開発する「新効率チャージャーV5」に関して、葛西さんから下田さんに600万円拠出されました。その後、この拠出金を葛西さんから下田さんに返還が求められましたが、下田さんは応じる様子がありません。なお、両者で以下の文書(書面)が作成されています。

借 用 書

葛西 学 殿

平成16年4月

金600万円を受け取りました。

川崎市麻生区万福寺1丁目1番1号

下田 幸吉 ㊟(下田)

## 資料-3：ファクトシート

## 投資金回収事件：当事者用①(下田)

## 【下田さんだけの秘密事実】

1. 葛西さんは、私に貸したお金と言われるのですが、私は借りた覚えはありません。
2. 私は、川崎西中小企業交流会に10年前から所属し、同会の副会長をしております。ここに平成15年から葛西さんも参加するようになりました。葛西さんは家電部品の販売を個人でなされており、販売経路に乗せるための製品等の情報収集をするためにこのクラブに参加されたと聞いております。そういうわけで、私の開発していた充電器にも強く関心を持たれるようになりました。
3. 平成16年2月頃、当時私は「新効率チャージャーV5」の開発途中でしたが、充電器の開発には費用がいるのですが、葛西さんは開発費用の提供はするから、開発できた暁には、ぜひ独占的に充電器を販売させてくれと申し出るようになりました。私としてはありがたいのですが、開発にはリスクが伴いますので、それでもいいですかと念押ししたのですが、それでもいいとおっしゃっていました。
4. 葛西さんは、お金は手持ちではなく他から工面するため、その説明のために「借用書」という題で文書(受け取り)が欲しいと言われるので、それを書き、当社従業員の安原紀子に持たせ、平成16年4月24日、同29日の2回に分けて合計600万円を受け取りました。しかし、この文書には返済期限や利息等が書かれていないことから貸金ではなく、私の事業への投資金と思っています。
5. 私としては、今この拠出金を引き上げられると開発のもっとも大事な時期(部品購入費、工賃)であるので、これまで投資した分(葛西さんからのものを除いても1,000万円近くになります)もあり困ります。零細企業で経営には問題ないと思いますが、現在でも資金繰りは厳しいため、資金を引き上げられるとなると、なんとか持ちこたえている経営も厳しくなります。
6. 私自身、この開発には自身がありますが、具体的な見通しがつくまでは、あと半年ぐらいが必要です。

## 資料-4：ファクトシート

## 投資回収事件：当事者用②(葛西)

## 【葛西さんだけの秘密事実】

1. 私は、下田幸吉さんに金600万円を平成16年4月24日と同月29日に各300万円をお貸ししましたが、いまだに返してもらっていません。
2. 私は、電気部品販売の個人会社(葛西電気)を営んでおります。下田さんの経営される株式会社GCは「効率チャージャー」という充電器を開発しており、平成15年の夏頃、川崎西中小企業交流会という地元の会で下田さんと知り合い、以後、このチャージャーの開発の話や私の会社の話などをして、ゴルフに行ったり、飲みに行ったりするなどお互いに親交を暖めてきました。
3. ところが、下田さんから平成16年2月頃、新しく充電器「新効率チャージャーV5」を開発するので、どうしても600万円程度の資金が必要であるとして、その資金(600万円)を貸して欲しいと言われました。しかし、すぐにはいかないので、親戚等からも融通してもらい、先ほどの2日に分けて、各300万円ずつを下田さんの会社従業員の安原紀子さんに手渡しました。その際に「借用書」を預かりました。
4. 平成16年5月頃から、下田さんから音沙汰がなく、聞くところによると会社がうまくいっていないとも聞きました。私としては、何ら説明がなく連絡もつかない中で600万円もの大金をあそばせておくことはできません。ただ、今後もしうまく開発ができ、販売ができるなど長期の付き合いができるのであれば、お金の返還は見合わせてもしかたないと思っています。また、下田さんはクラブでも重要な人材であり、私としても下田さんともめていることは他の会員に知られたくはありません。

# 平成19年度 新入会員研修会終了のご報告

研修委員長 岡田 衆義

平成19年11月16日(金)、17日(土)の2日間に渡り、札幌市教育文化会館において平成19年度新入会員研修会が開催されました。

今年度より一定期間内に入会した会員については、新入会員研修の受講が義務付けられることとなり、今年度は約40名の参加がありました。1日目は加藤隆夫会長(代理、宮元仁業務部長)の挨拶のあと、篠原賢吾副会長による「職業倫理・行政書士基礎知識」の講義が行われました。企業のコンプライアンスが問われる中、行政書士においても業務を行う上での職業倫理に対する意識が重要であるということを中心に講義が進められました。



1日目：会場の様子

続いて小樽商科大学准教授の道野真弘先生による「会社の成立」をテーマにした講義が行われました。道野先生には今年度の北海道行政書士会の総合法学講座の中の企業法分野についても担当していただいております。今回は会社成立における基本概念、基礎知識について講義をしていただき、実務上の会社設立手続の背景にある法理論について理解が深められたのではないかと思います。

2日目はグループ形式による実践演習となっており、森広靖研修委員長の会社設立手続における定款作成についてのポイント解説のあと、業務部理事、研修委員が顧客兼アドバイザーとして各グループに入り、「会社を設立し、その後建設業許可を取りたい」という顧客を相手に定款作成の実践演習が行われました。各グループに入った業務部理事、研修委員は顧客役として相談をするとともに随時必要に応じてアドバイスもするという形をとりました。各グループでは会社設立という身近な業務がテーマということもあり活発な意見交換が行われ、グループ内で協力しながら作業を進めていく様子が見受けられました。実践演習では会社設立における定款作成の依頼を受けた際のチェック事項をひとつひとつ確認する作業はもちろんですが、顧客に対する話の進め方、アプローチの仕方等も学べたのではないかと思います。又、設立手続のみならず今回のテーマでは建設業許可取得を会社設立後に見据えていることから定款作成段階で許認可要件という点からも慎重かつ適格な専門的判断、助言が行政書士に求められていること、ひいては会社設立における最初のステップである定款作成の重要性を認識していただけたものと感じております。

この実践演習に引き続き前日講義をしていただいた道野先生による総評、質疑応答が行われ、更に理解を深められたのではないかと思います。最後に今回の研修会参加者に対して加藤隆夫会長より修了証書の交付が行われました。



2日目：会場の様子

研修委員会では今年度、委員会の発足当初からこの新入会員研修へ向け、綿密な打ち合わせを重ねてきました。今回の新入会員研修会では1日目の講義で職業倫理と専門的理論を、2日目の実践演習で実務上の顧客への対応の仕方を学んでいただければと思い、このような形をとりました。専門的理論が実務を行う上でどのように関連してくるのかを顧客との対話形式をとることにより、より効果的に習得できるのではないかと考えました。

今回研修に参加されました新入会員の皆様に置かれました長時間の受講、大変お疲れ様でした。今回の研修で学ばれていかれたことを、今後実務を行う上で役立てていただければ幸いです。

# 平成19年度 総合法学講座の総括

研修委員長 森 広靖

## 1. 平成19年度・総合法学講座を振り返って

平成17年度からスタートした総合法学講座は、私法体系上の基礎法学並びに業務関連法の研修(私法体系上の位置づけや手続の背景にある法制度の趣旨を理解・習得する研修)を、財産法コース(Aコース)・親家族法コース(Bコース)・企業行政法コース(Cコース)の3分野に分けて行うものです。

3ヶ年で全てのコースが受講できるようなカリキュラムを策定・実施して参りましたが、本年度をもってそのサイクルが一巡したことになります。

本年度の受講者数は実人数で132名(延べ人数135名)となりました。初年度に札幌1会場でスタートした同講座は、翌年度は函館・旭川会場を加えた3会場、本年度はさらに網走会場を加えて4会場での実施となりました。この3ヶ年を総計すると、実人数は358名(延べ人数437名)と、北海道会の会員の4人に1人が本講座を受講したことになります。また、各会場・各コースとも、受講者からは疑問点等に関する積極的な質問・意見や、講師との間において活発な質疑応答がなされる場面も少なくありませんでした。会員がその業務遂行能力の向上・技量の維持のために常日頃研鑽に努めようとする意識が高いことに加え、そうした自己研鑽の一手段として本講座を積極的・意欲的に利用したことがうかがえます。

本年度は、過去2ヶ年に亘って派遣実績のある北海道大学大学院法学研究科並びに小樽商科大学との連携、また、行政書士業務に理解のある弁護士ないし弁護士会との連携を引き続き図ることにより、内実ともに学問的・実務的にバランスのとれた講座運営を図ることができました。

本講座は、行政書士法第1条の3第1号の行政手続専門家及び同条第2号の一般法律専門職として必要とされる法的事務処理能力と、法的サービス提供者としての業務遂行能力の向上を図りつつ、その技量を維持することが講座創設・開講の趣旨です。かかる講座趣旨に即しながら、行政手続専門家・一般法律専門職としてより高度な判断能力・知識等の習得が可能となるよう、次年度以降は本講座の受講修了者を対象とした中上級課程(事例・判例研究等)の創設・開講を目指しています。

会員の皆様には引き続き同講座を積極的・意欲的に受講・活用されながら、よりハイレベルな業務遂行の一助としていただければ幸いです。

## 2. 受講生意見・要望等

総合法学講座各コースの最終回には、講座受講を通じて感じたことなどの意見・要望等をアンケート形式でお寄せいただきました。受講会員の皆様から寄せられた意見・要望等につきましては、同講座の開講趣旨に照らし合わせながら、研修委員会において逐一検討を加えつつ、今後の同講座の運営実施のための参考とさせていただきます。

お寄せいただいた意見・要望では、総じて本講座の受講を通じてより法制度の理解が深まった、あるいは全体として業務との密接な関連性があり貴重な研修機会であった、といった、受講者にとって意義深い内容であったご意見が多数を占めていましたが、今後の本講座のカリキュラム策定・実施等にあたって検討すべき内容のもの・傾聴に値するご意見等も少なからず見受けられました。紙面の許す限りで以下に回答をいたします。

### ○実務家・実務講義を増やしてほしいとのこと

(回答)本講座の創設・開講の狙いは、あくまでも行政書士業務手続の背景にある法制度の趣旨を研修することにあります。申請書の作成法等といった、純然たる手続上の研修は本研修が直接、予定しているところではないことをご理解ください。業務研修・各支部等の研修などを通じて習得を図っていただければと思いま

す。なお、総合法学講座では、行政書士に理解のある弁護士・弁護士会との連携を引き続き図りつつ講師依頼を継続していく予定です。

○法制度の概要にとどまらず、判例を中心とする事例検討なども加えてはどうかのご意見・講義内容が広範に亘り時間的制約もあるため、一部を掘り下げた内容にしてはどうかのご意見

(回答)3ヶ年一サイクルを終了した本講座では、次年度以降、受講修了者を対象とした中上級課程を創設する準備を進めています。各コースでの履修内容を基礎としつつ、事例・判例研究を通じてより高度な判断能力・知識等が習得できるようなカリキュラムを策定中です。

○研修を細分化しながら、より高い実務的效果を目指した研修を希望するのご要望

(回答)A・B・Cの3コース設定並びに各コースの科目内容については、全体のバランスを考慮しながら、中上級課程を受講する前提として習得すべき内容ともなるよう、問題点の見直し・講師とのより深い連携を引き続き図って参ります。中上級課程では比較的少人数の講義あるいはゼミナール方式を検討しております。より高い実務的效果を生み出す研修となるよう、講師との双方向的対話を通じながら法制度の理解・習得がより深められるようなカリキュラムを検討中です。

○より上級レベルの講義内容にして効果測定をした上、合格者に大学院の単位取得ができるよう検討してはどうかのご要望

(回答)本講座は大学・大学院等の単位取得を目的とするものではありません。また、単位取得制度と連動させるためには、各大学によって単位授与の要件等は異なってきますので、それに合わせた本講座の大幅なカリキュラム改編が必要になってきます。将来的な検討課題であるとしても、本講座の本来の趣旨が失われなような慎重な配慮が必要であると認識しています。なお、そのような制度へ将来的に発展する可能性も視野に入れつつ、北海道大学大学院・小樽商科大学と引き続き連携を図って参ります。

○平日にまとめて実施してもらいたい・月1回の定期的なペースで開講してもらいたいのご要望・現行の1日に4時限(90分4コマ)実施のカリキュラムを改善して欲しいのご要望

(回答)本講座の実施にあたっては、通常の大学講義を抱える大学教授・准教授、あるいは各々の法律事務所業務を日々精力的にこなされている弁護士の方を講師としてお招きしております。講師の方との日程調整、あるいは遠隔地から宿泊を伴って参加される受講生の方への配慮のため、現行のカリキュラムとなっておりますことをご理解ください。

○ADRに参入できるよう、法律の習得レベルを上げて欲しいのご要望・(テーマに関し)成年後見のプログラムも期待するご要望

(回答)本講座の開講趣旨は、特定の法制度の理解を深めることのみが目的ではないことをご了承ください。法律の習得レベルアップについては、次年度以降開講予定の中上級講座の受講をお勧めいたします。

○地方開催会場をもっと増やして欲しいのご要望

(回答)本年度は4会場実施となりましたが、運営体制・予算措置・3年一サイクルの受講カリキュラムや中上級課程創設との整合性・地方大学等の連携可能性など、研修制度の将来像をも見据えた考慮すべき諸要素が多々あります。4会場実施による効果等に総合的に検討を加えながら、会場数の増減を含めて次年度以降の実施体制を慎重に策定して参ります。

# 平成20年新年賀詞交歓会のご案内

会員相互の親睦と行政書士制度の発展を期するため、新年賀詞交歓会を下記のとおり開催いたします。会員の皆さま多数のご参加をお願いします。

1. 日 時：平成20年1月25日(金)
2. 場 所：ホテル札幌ガーデンパレス 2F 白鳥・孔雀  
札幌市中央区北1条西6丁目 TEL.011-261-5311
3. 内 容  
第1部：講演会 13:00～15:00  
仮称～「これからの地方自治体(民間開放)と行政書士」  
講師：北海道大学大学院法学研究科教授 法学博士 人見剛氏  
  
第2部：賀詞交歓会 15:30～17:00
4. 参加申込み  
下記により、平成20年1月14日(月)までに、事務局あてお申し込み願います。  
参加費 5,000円(当日会場にて承ります)  
事務局FAX：011-281-4138

主催：北海道行政書士会・日本行政書士政治連盟北海道支部

-----<切り取り線>-----

## □ 参加申込書 □

	参加する (○印を記入)	会 費
講演会及び賀詞交歓会		会費 5,000 円

会 員 名	所属支部

# 会議開催状況 <11月>

## < 理事会・常任理事会・正副会長会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第5回正副会長会	平成19年11月 2日	本会会議室	
第8回常任理事会	平成19年11月16日	本会会議室	①報告事項 (1)各部からの報告 ②協議事項 (1)会則改正案について (2)各部事業及び委員会の再編について (3)会報及びホームページ作成ガイドラインについて (4)網紀委員会に付託した調査の件について (5)その他当面する課題について日

## < 部 会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第2回業務部会	平成19年11月16日	本会会議室	

## < 委員会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第10回ホームページ運営委員会	平成19年11月 1日	本会会議室	
第2回高度情報化対応委員会	平成19年11月 1日	本会会議室	
第8回登録調査委員会	平成19年11月 7日	本会会議室	登録調査 新規7名、変更7名
第9回会報編集委員会	平成19年11月13日	リンクージプラザ	
第1回網紀委員会	平成19年11月13日	本会会議室	
第11回ホームページ運営委員会	平成19年11月14日	本会会議室	
第1回会費等長期滞納整理委員会	平成19年11月16日	本会会議室	
第4回会則改正検討委員会	平成19年11月17日	本会会議室	
第4回ADR委員会	平成19年11月21日	本会会議室	
第10回会報編集委員会	平成19年11月28日	本会会議室	



<sup>あらい</sup> <sup>ひでとし</sup>  
**荒木 英俊** 昭和16年1月15日生  
 札幌支部 平成19年11月1日入会  
 事務所 札幌市中央区南17条西12丁目1番37号  
 サウス17条II 1F  
 TEL 011-532-2888  
 FAX 011-532-2889

<コメント>



<sup>はまつか</sup> <sup>のりお</sup>  
**浜塚 紀生** 昭和15年11月17日生  
 函館支部 平成19年11月1日入会  
 事務所 北海道八雲町住初町67番地  
 TEL 0137-62-3161  
 FAX 0137-64-2611

<コメント>

八雲町で税理士をしています。業務でのサービス充実のため入会しました。ご指導の程、よろしくお願いします。



<sup>まえだ</sup> <sup>しのぶ</sup>  
**前田 忍** 昭和45年12月19日生  
 札幌支部 平成19年11月1日入会  
 事務所 札幌市東区北14条東10丁目3番20号  
 フロンティア前田101  
 TEL 090-3018-3385  
 FAX 011-303-6686

<コメント>



<sup>やまだ</sup> <sup>しんや</sup>  
**山田 信也** 昭和48年10月14日生  
 札幌支部 平成19年11月1日入会  
 事務所 札幌市中央区南1条西13丁目317番3  
 フナコシヤ南1条ビル8階  
 TEL 011-204-8882

<コメント>

この度新規開業させて頂くこととなりました。至らぬところ多々ありますが、何卒よろしくお願いします。



<sup>とりい</sup> <sup>けいいち</sup>  
**鳥井 啓一** 昭和22年2月14日生  
 網走支部 平成19年11月1日入会  
 事務所 紋別郡興部町字興部107番地の41  
 TEL 0158-82-3436  
 FAX 0158-82-3436

<コメント>

オホーツク沿岸の興部町で行政書士事務所を開業いたしました。住民と行政のきずなとして、我国の許認可行政のもとで地域の方々の生活の向上と権利擁護に少しでもお役に立てればと考えています。行政書士に対する国民の期待や社会的要請が益々高まる中で、住民の信頼を損なうことのないよう努力する所存であります。



<sup>さとう</sup> <sup>よしあき</sup>  
**佐藤 芳彰** 昭和28年12月7日生  
 札幌支部 平成19年11月1日入会  
 事務所 札幌市東区北30条東1丁目2番3号  
 たばねビル1F  
 TEL 011-722-2711

<コメント>



<sup>おおた</sup> <sup>かつひさ</sup>  
**太田 勝久** 昭和23年5月1日生  
 札幌支部 平成19年11月1日入会  
 事務所 札幌市中央区大通西4丁目1番地  
 道銀ビル7階  
 TEL 011-222-3251  
 FAX 011-222-5127

<コメント>



<sup>やすむら</sup> <sup>とよし</sup>  
**安村 豊治** 昭和25年3月29日生  
 十勝支部 平成19年11月1日入会  
 事務所 河西郡更別村字更別南2線92番地52  
 TEL 0155-52-2708  
 FAX 0155-52-2708

<コメント>



<sup>たまき</sup> <sup>こうへい</sup>  
**田丸 浩平** 昭和57年10月20日生  
 札幌支部 平成19年11月1日入会  
 事務所 札幌市豊平区月寒東2条6丁目5番20号  
 Luna26. 103号  
 TEL 011-855-2239  
 FAX 011-855-2239

<コメント>



## 編集後記

新年号の編集作業で、例年ぶつかる大きな壁が表紙を飾る写真です。恒例の「ピックアップ」の代わりに「新年の挨拶」を掲載するため、表紙の写真は何にするか、会報編集委員全員が頭を抱えます。昨年は日ハムがみごと日本シリーズで優勝を果たしてくれましたので、大通でのパレードの写真を掲載することができましたが、さて今年はどうしようと編集委員会3回に渡って検討を続けました。

新年にふさわしい写真は何がいいか、「赤富士がお正月らしい」と言っただけではインターネットを検索し、「干支が子だからねずみの写真はどうか」と動物園に電話をかけて問い合わせるなど、あれこれ検討を重ねた結果、新年号からは「北海道遺産」の写真をシリーズで掲載していくこととなりました。先人が築いたすばらしい遺産や壮大な自然を全国の皆さまにご紹介させていただきます。

また、会報編集委員一同も新年号の発行に際しまして、会員の皆さまのお役に立つようなより充実した紙面にしていくため、思いも新たに編集作業に取り組んで参りたいと思います。平成20年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

## ご逝去

ここに謹んで、  
ご冥福をお祈りします。

網走支部 一七九〇番

佐藤

榮

去る平成十九年十一月十日にて永眠

(享年七十二歳)

## 目次

新年挨拶 北海道知事	2	平成19年度 新入会員研修会終了のご報告	36
日本行政書士会連合会会長	3	平成19年度 総合法学講座の総括	37～38
北海道行政書士会会長	4	平成20年新年賀詞交歓会のご案内	39
支部長挨拶	5～10	会議開催状況(11月)	40
農地等の権利移動の許可申請	11～24	新入会員	41
電子化特集④『事務所における電子化の導入事例』	25～28	ご逝去	42
法人化を問う④～行政書士法人を訪ねて・3～	29～30	編集後記	42
平成19年度 ADR手続実施者養成研修会		政治連盟だより	43
(ファーストステップ)開催報告	31～35		

2008. 1. 第287号

平成19年12月25日発行

発行人：加藤 隆 夫

編集人：松井 隆 文

発行所：北海道行政書士会

印刷所：(株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号

北1条サンマウンテンビル5階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

札幌銀行本店 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224 番

## 会員数の概要

総会員数				前年同月比	前月比
1,482 (個人1,476・法人6)					
男性	1,352	女性	124		

平成19年11月末現在

次号の記事の締切は2月末です。

# 政連道支部だより

日本行政書士政治連盟 北海道支部  
発行責任者：深貝 亨  
編集人：宮元 仁

## ◎国会への働きかけ

会員・賛助会員のみなさま明けましておめでとうございます。

さて、今回は北海道庁への働きかけについて特に民間認証局基盤(タイプ1-G)使用可能化へのロビー活動について報告致しました。

今回は平成19年12月15日会期末となる予定の第168回国会(臨時会)において可決されそうな(このたよりがお手元に届く頃には可決している予定)「行政書士法の一部を改正する法律案」の概要について報告します。この法律案は平成19年12月4日自民党、政審・総務会にて了承されました。以下に自由民主党のHPニュースを抜粋いたします。

行政書士業務の禁止処分を受けてから再び行政書士の資格を得られるまでの期間を今までの2年から3年に延ばした。さらに行政書士が法律や命令などに違反したときの懲戒処分を「1年以内の業務の停止」から「2年以内」と厳罰化する。このほか行政書士またはその使用人の守秘義務違反に対する罰金の上限を30万円から100万円に引き上げるなどの改正を行う。今国会に議員立法として提出し、成立をめざす。

その他自由民主党からの連絡によると、他の隣接士業との調整は完了しており、いよいよ非独占業務として、弁護士法第72条に抵触しない範囲で官公庁提出書類に係る許認可等に関して行われる聴聞、弁明の機会の付与等の手続きについて代理権が得られる運びとなりそうです。

## ■行政書士法の一部改正案を了承 総務会

行政書士法の一部改正案が4日、総務会で了承された。同改正案は許認可に関して事実関係を確認するために行われる聴聞や弁明の際、説明や書類の作成・提出を当事者に代わって行政書士ができるようにすることが柱。事務の迅速化を図り、国民の利便性を上げるのがねらい。また、

## 足 り ま せ ん !

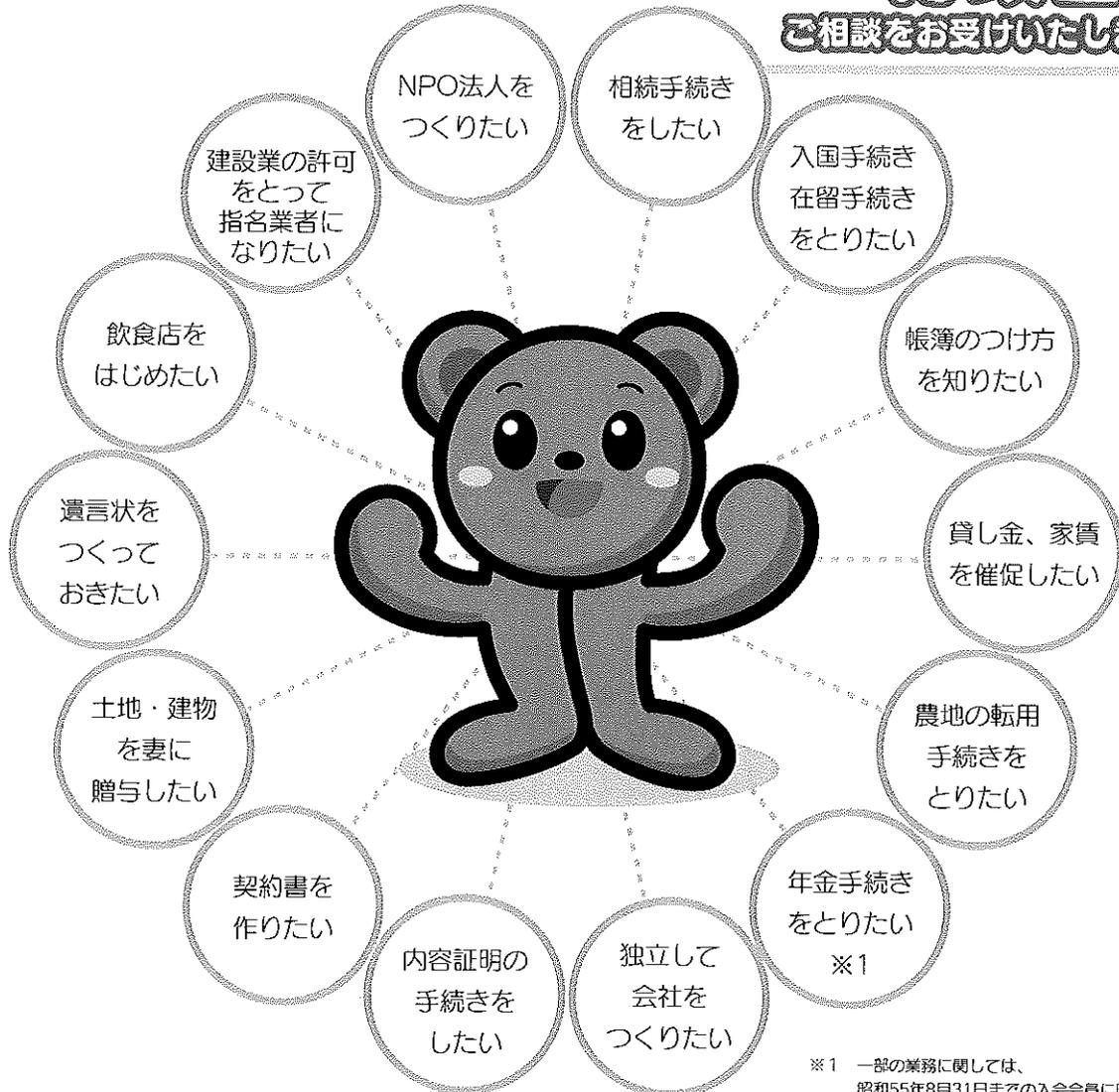
みなさまからの行政書士政治連盟への会費賛助会費納入が滞り北海道支部は日政連への納入が大変厳しい状態です。この先我々の権益が低下する可能性があります。既に北海道支部は発言力は低下しております。

お手数ですが会費等の納入(4月から3月で1期)未納の方切に納入希望します。制度として成立している以上会費等として皆様は納入される必要性があります。よって納入なき場合、電話等による納入のお願いを継続してさせていただきます。ご了承ください。また郵便振込書がない場合は、北海道行政書士会事務局までご連絡ください。

# ぎょうせいしょして?

書類を官公署に提出する手続きについて代行すること  
 契約書などの書類を代理人として作成すること  
 難しい書類などの代行はお任せください!  
 電子申請にも対応しています。

あなたの街の法律家  
**行政書士**  
 ご相談をお受けいたします。



※1 一部の業務に関しては、昭和55年8月31日までの入会会員に限ります。

## 旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群

上士幌町

昭和初期に十勝内陸の産業開発を目指して建設された第1級の鉄道遺産。市民と産学官が一体となった運動の結果、34橋梁が保存された。中でもタウシュベツのアーチ橋は糠平湖の水位によりその姿を変える「幻の橋」として近年人気が高まっている。地元の担い手たちの積極的な活動は産業遺産の保全・活用モデルとして全国的に知られている。

北海道遺産とは

次の世代に引き継ぎたい北海道の大切な宝物です。豊かな自然はもちろん、北海道に生きてきた人々の歴史や文化、生活、産業など有形・無形の財産の中から、道民参加によって選ばれました。

遺産という言葉には「過去のもの」というイメージがありますが、北海道遺産は地域の未来を創造していく「資産」なのです。

平成13年10月に第1回選定分25件が、平成16年10月に第2回選定分27件が決まり、52件の北海道遺産が誕生しています。



北海道遺産  
 Hokkaido Heritage